

資料3

# 牧村委員提出資料

第7回建築基準法の見直しに関する検討会  
(平成22年6月16日)

2010.6.16

## 第7回 「建築基準法の見直しに関する検討会」

### 「その他の建築基準法関連」についての追加意見

委員 牧 村 功

建築基準法及び建築士法に関連し、以下の措置を講ずること。

- 「建築設備士」に建築設備設計・工事監理の業務権限を付与し、「建築士」のもとで、その業務を行うことができる法的な整備を行う。

#### ① 業務権限付与の範囲

- ・法・規則・関連基準等と設計資格の関係（添付図参照）
- ・建築設備士の業務の実態

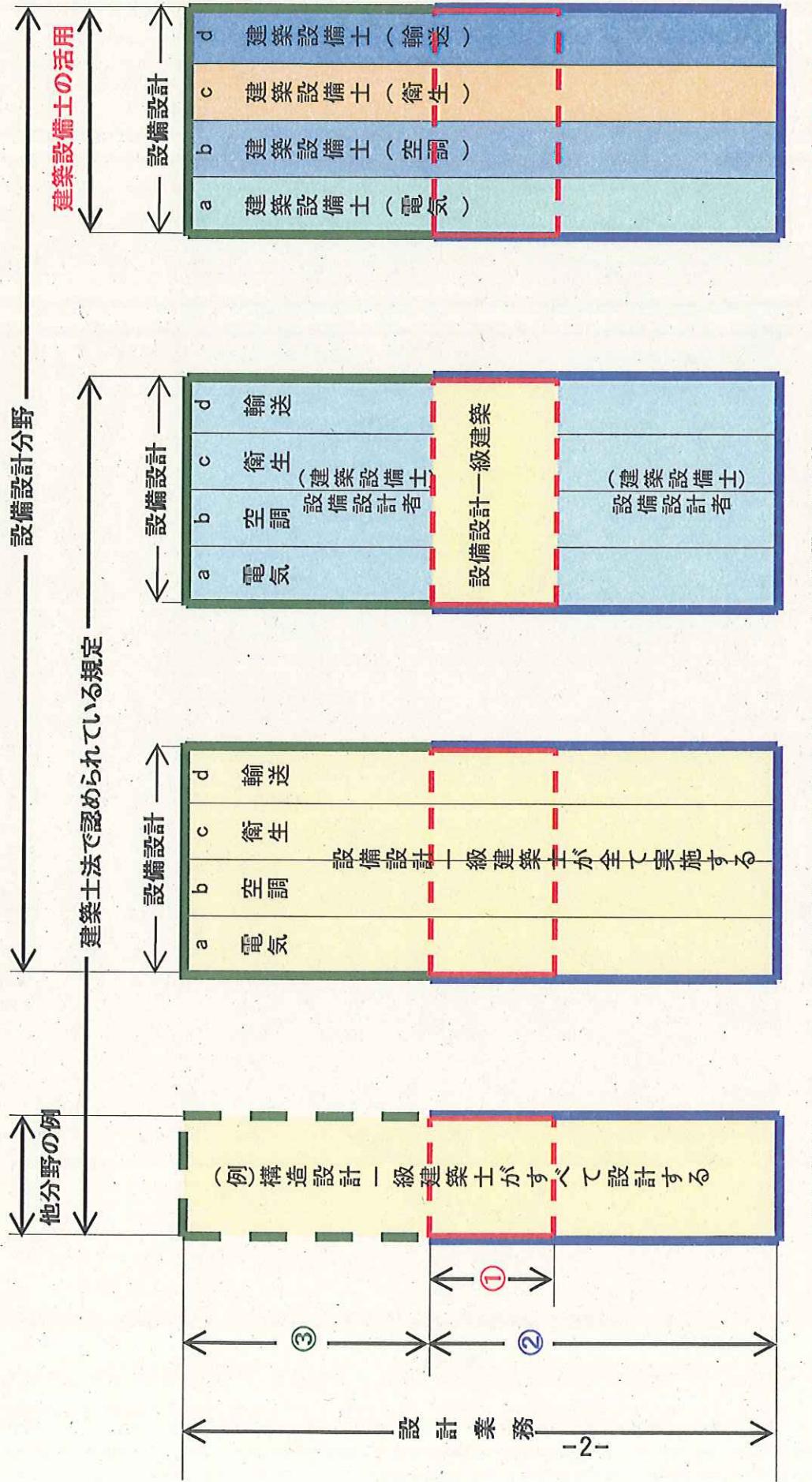
#### ② 建築設備士の資格制度の見直し

- ・専門分化（電気と空調・衛生）している実態にふさわしい資格制度
- ・最新技術の開発、法の改正、倫理を中心とした定期講習の義務化

#### ③ 消費者から顔が見える資格者・事務所！

- ・設備設計事務所の登録と資格者の登録データの一元化
- ・個人と組織の履歴（実務経験・自己研鑽・賞罰等）の公開
  - （資格者および設備設計事務所の各団体への加入促進の法定化）
  - （建築C P D情報提供制度の活用）

以上



III. 建築設備士が  
専門分野を自ら設計

II. 設備一級建築士による  
法適合確認

I. 設備設計一級建築士が

自らが設計

- ① 法適合確認の対象 = 設備設計一級建築士の関与  
建築基準法のうち建築士法に定める「設備関係規定」と定められた7つの条文
- ② 建築確認の対象 = 建築主事等が行う対象  
建築基準法の規定及び消防法、都市計画法などの条文の一部を含む「建築基準関係規定」
- ③ 設計等に際して考慮すべき法令等の規定  
省エネ法、バリアフリー法などの建築物の状況等により、「建築基準法」とともに、さまざまな法令規定が対象